

委員会提出議案第1号

加西市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市監査委員条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年9月1日提出

加西市議会議長 土本 昌幸 様

提出者 議会運営委員長 衣笠 利則

## 加西市監査委員条例の一部を改正する条例

加西市監査委員条例（昭和 42 年加西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条を次のように改める。

（議員のうちから選任される監査委員）

第 2 条 監査委員は、市議会議員のうちから選任しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年加西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の部議会の議員のうちから選任された者の項を削る。